

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月25日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒276-0046

住 所 千葉県八千代市大和田新田711-1

氏 名 神東塗料株式会社千葉事業所

事業所長 遠藤 聡

電話番号 047-450-3181

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

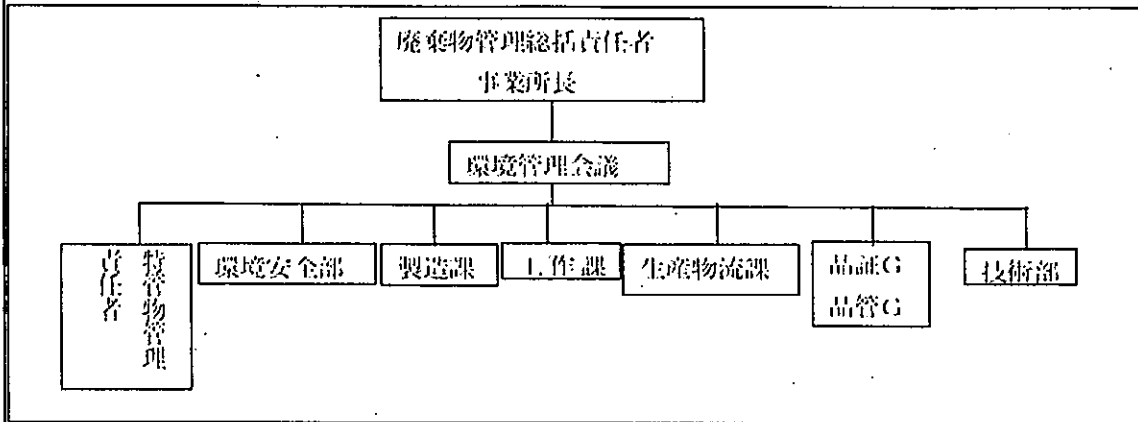
事業場の名称	神東塗料株式会社 千葉事業所
事業場の所在地	千葉県八千代市大和田新田711-1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	E16-化学工業
② 事業の規模	前年度の製品出荷額 5,972百万円
③ 従業員数	104人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1-5参照

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	2839.4 t	189.7 t
	（これまでに実施した取組） ・水系樹脂反応を同系統順に行う洗浄回数減により洗浄水を減らすことによる汚泥量の削減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	2782.6 t	185.9 t
	（今後実施する予定の取組） ・1回あたりの洗浄水の低減化 ・生産順序を考慮し、連続生産による洗浄回数の低減 ・ガラスビーズを篩で分別し、大きなサイズ再使用		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・排水汚泥と顔料樹脂、塗料原料の分別
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ガラスビーズの汚れ度合で分別し、洗浄用ビーズは再利用可能な業者へ処理を委託する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2400.4 t	t
	(これまでに実施した取組) ・脱水機フィード量調整による汚泥（無機）含水率の低下		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	2352.3 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・水系塗料製造設備の洗浄方法見直しによる排水の削減 ・脱水機の最適運転条件を検討し、汚泥含水量を低減させる ・汚泥ホッパー内に溜まった水分を随時排出する。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	439 t	189.7 t
	優良認定処理業者への処理委託量	208.6 t	176 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	176 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・汚泥（有機）は再生利用業者選定により埋設が0となった ・陶磁器屑について可能な限り、再生利用業者に依頼した		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	430.3 584 t	185.9 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	204.4 t	172.5 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	172.5 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・脱水機の最適運転条件を検討し、汚泥の含水率を下げることで 処理委託量を低減する。 ・汚泥ホッパーに溜まった水分を随時排出することで、処理委託量を 低減する。 ・水系塗料製造設備の洗浄方法見直しによる排水の削減		
	※事務処理欄		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	木屑	廃プラ	ガラス					
	排 出 量	13.6 t	193.3 t	0.5 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	木屑	廃プラ	ガラス					
	排 出 量	13.2 t	189.3 t	0.5 t	t	t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	木屑	廃プラ	ガラス					
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	木屑	廃プラ	ガラス					
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	木屑	廃プラ	ガラス					
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	木屑	廃プラ	ガラス					
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	木屑	廃プラ	ガラス					
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画									
	産業廃棄物の種類	木屑	廃プラ	ガラス					
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	木屑	廃プラ	ガラス					
	全処理委託量	13.6 t	193.3 t	0.5 t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	34.7 t	0.5 t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	13.6 t	34.7 t	0.5 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	木屑	廃プラ	ガラス					
	全処理委託量	13.2 t	189.3 t	0.5 t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	34 t	0.5 t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	13.2 t	34 t	0.5 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t

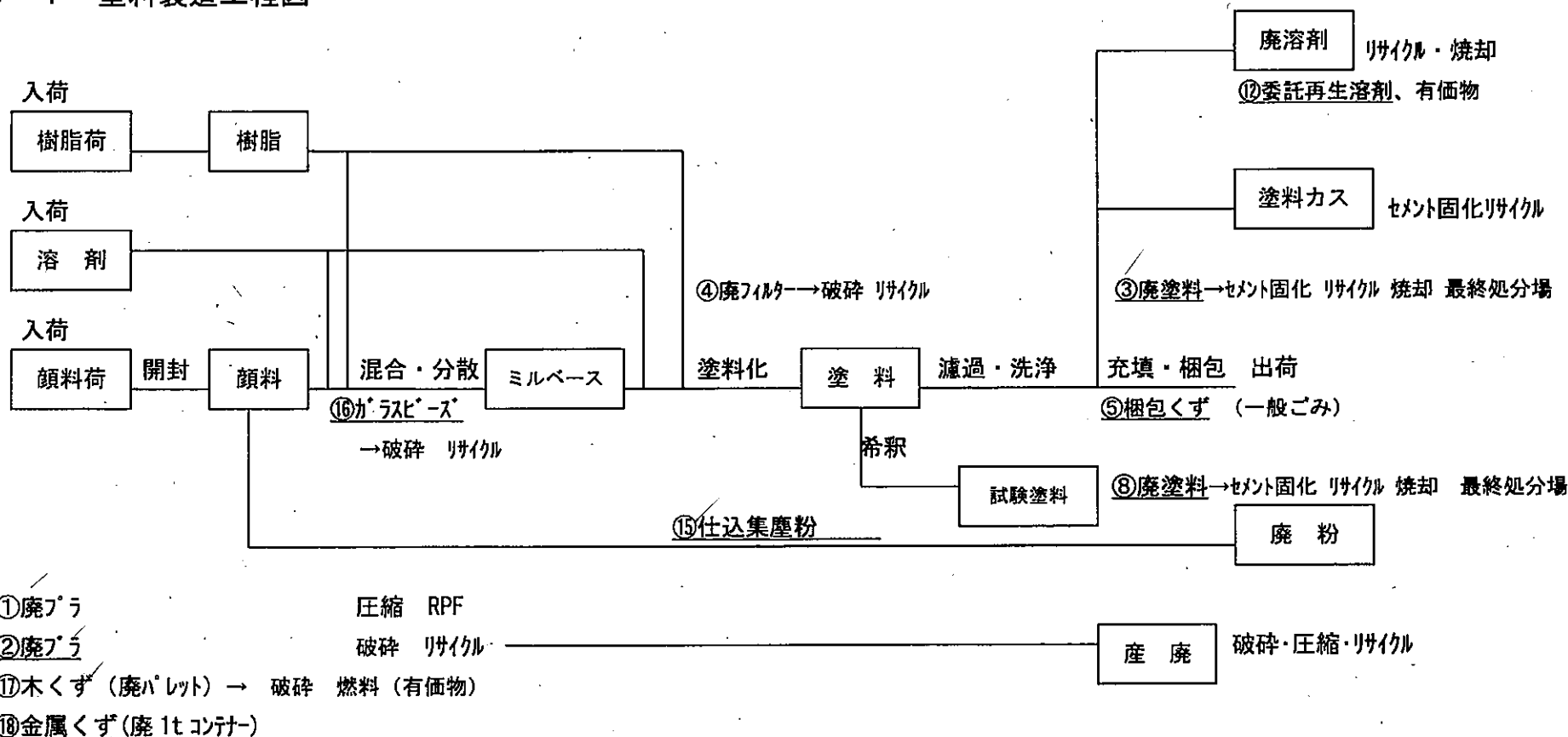
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④. 製造等工程図

④-1 塗料製造工程図



注1. 作業の工程、製造品目ごとに工程図を作成し、各段階で発生する廃棄物（一般廃棄物を含む）を性状がわかるように具体的に記入すること。

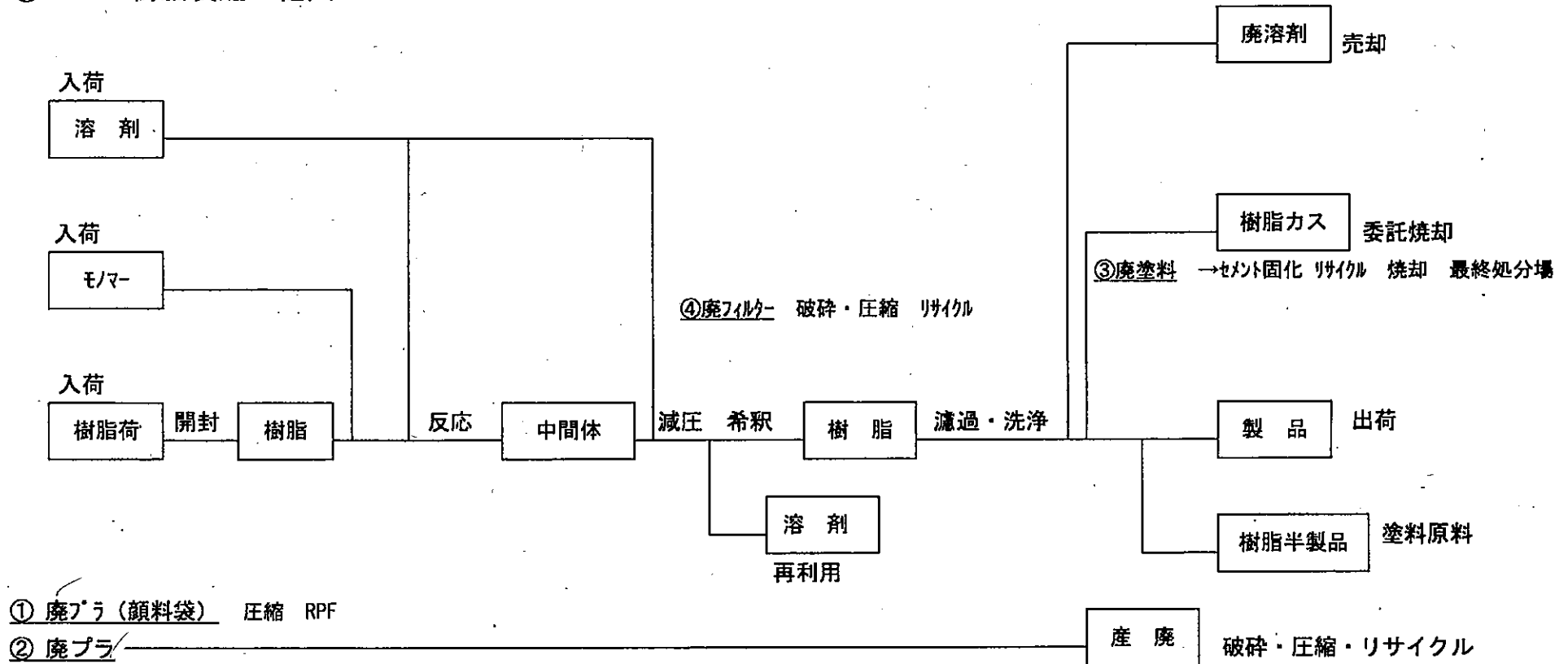
注2. 発生する廃棄物には番号を付け、産業廃棄物にはアンダーラインを付けること。また5（1）廃棄物処理実績総括表、別表2、5（2）

産業廃棄物処理実績フローの廃棄物の番号と連動させること。

注3. この表のほか、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2については一般廃棄物についても記載してください。

④. 製造等工程図

④-2 樹脂製造工程図



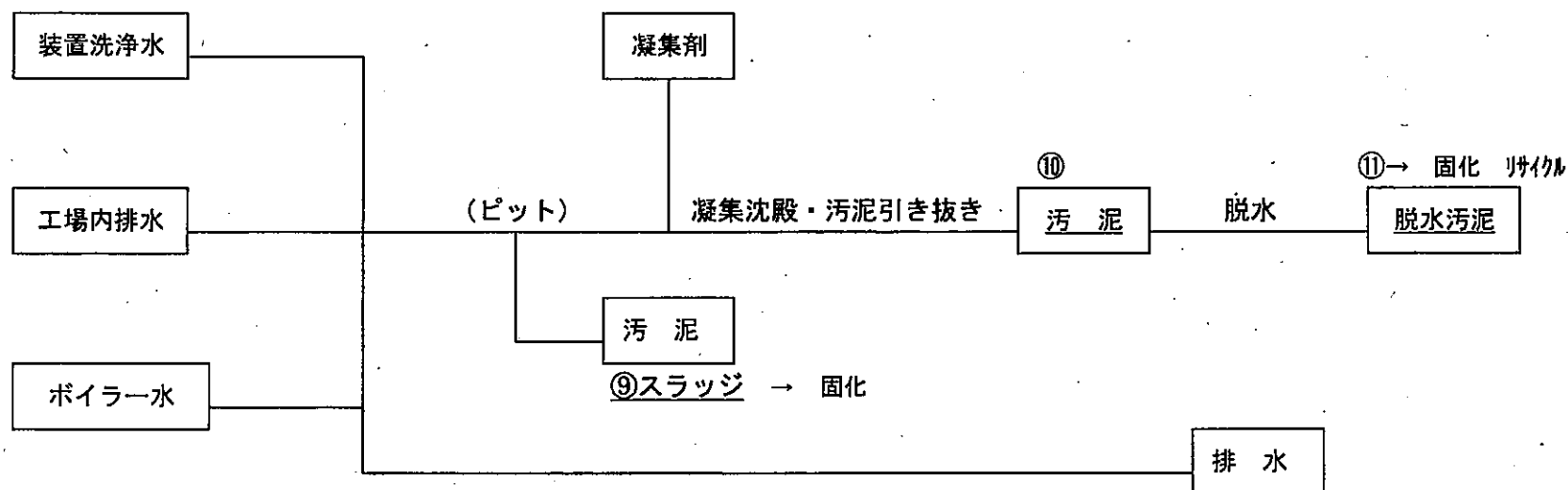
注1. 作業の工程、製造品目ごとに工程図を作成し、各段階で発生する廃棄物（一般廃棄物を含む）を性状がわかるよう具体的に記入すること。

注2. 発生する廃棄物には番号を付け、産業廃棄物にはアンダーラインを付けること。また、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表2、5（2）産業廃棄物処理実績フローの廃棄物の番号と連動させること。

注3. この表のほか、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2については一般廃棄物についても記載してください。

④. 製造等工程図

④-3 排水処理工程図



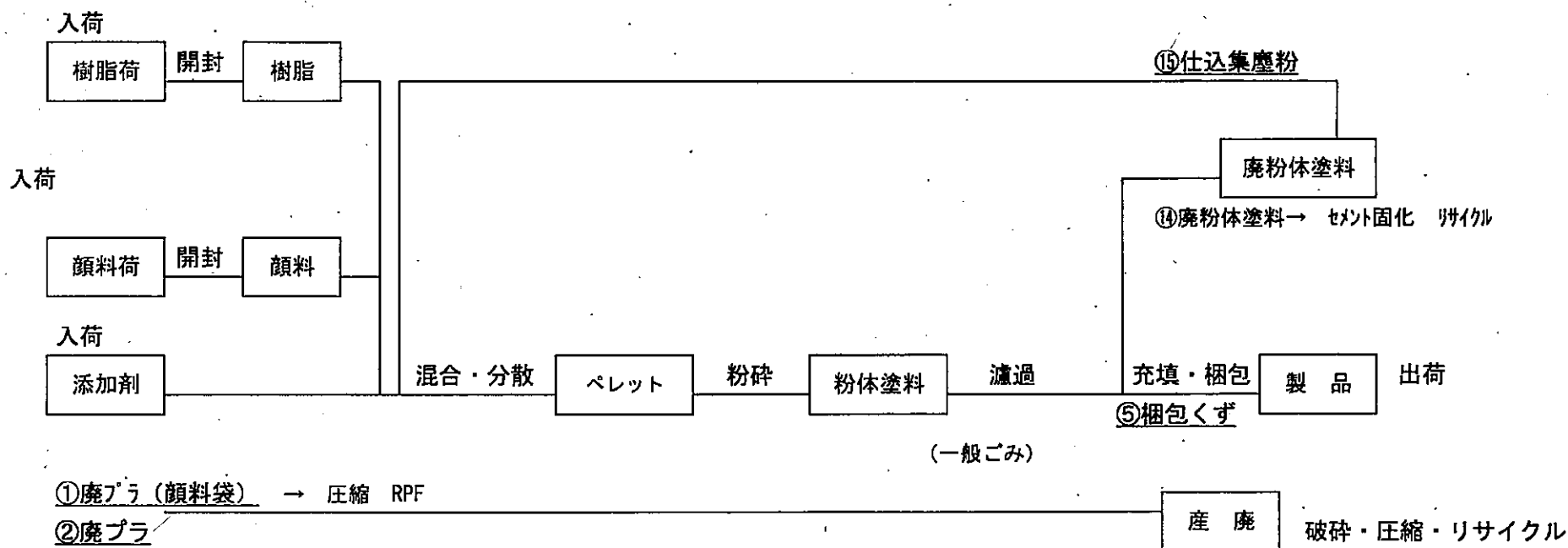
注1. 作業の工程、製造品目ごとに工程図を作成し、各段階で発生する廃棄物（一般廃棄物を含む）を性状がわかるように具体的に記入すること。

注2. 発生する廃棄物には番号を付け、産業廃棄物にはアンダーラインを付けること。また、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2、5（2）産業廃棄物処理実績フローの廃棄物の番号と連動させこと。

注3. この表のほか、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2については一般廃棄物についても記載してください。

④. 製造等工程図

④-4 粉体塗料製造工程図



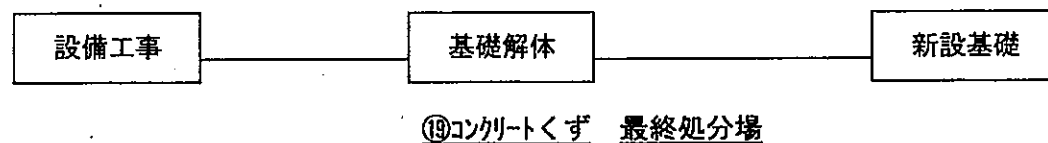
注1. 作業の工程、製造品目ごとに工程図を作成し、各段階で発生する廃棄物（一般廃棄物を含む）を性状がわかるように具体的に記入すること。

注2. 発生する廃棄物には番号を付け、産業廃棄物にはアンダーラインを付けること。また、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2、5（2）産業廃棄物処理実績フローの廃棄物の番号と連動させること。

注3. この表のほか、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2については一般廃棄物についても記載してください。

④. 製造等工程図

④-5 設備工事工程図



注1. 作業の工程、製造品目ごとに工程図を作成し、各段階で発生する廃棄物（一般廃棄物を含む）を性状がわかるように具体的に記入すること。

注2. 発生する廃棄物には番号を付け、産業廃棄物にはアンダーラインを付けること。また、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2、5（2）産業廃棄物処理実績フローの廃棄物の番号と連動させこと。

注3. この表のほか、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2については一般廃棄物についても記載してください。